登　園　届（保護者記入）

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

＊医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

該当箇所に○	病名	登園のめやす
	⑯マイコプラズマ肺炎	解熱し、激しい咳が治まっていること。
	⑰手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。（解熱後 1 日以上経過していること）
	⑱伝染性紅班（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態の良いこと。
	⑲感染性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス）	嘔吐、下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れること。 解熱後、24 時間以上経過していること。
	⑳単純ヘルペス感染症	発熱がなく、よだが止まり普段の食事ができること。 （歯肉口内炎のみであればマスク着用で登園可能）
	㉑ヘルパンギーナ	全身状態が良く普段の食事が摂れること。（解熱後 1 日以上経過していること）
	㉒ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
	㉓ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常であること。
	㉔突発性発疹	解熱し、機嫌がよく、全身状態が良いこと。
	㉕伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
	㉖伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること。
	㉗頭じらみ	駆除を開始していること。
	㉘ヒトメタニューモウイルス感染症	咳などが安定した後、全身状態がよいこと。
	㉙疥癬	治療開始後。
	㉚B 型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎてから。
	㉛インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
	㉜新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の場合は検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
	その他の伝染病等[　　]	

園名：ミルキーホーム川崎園　　園長殿

クラス＿＿＿＿＿＿　園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の該当疾病と診断され、　　年　　月　　日　医療機関名「　　」

において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

園使用欄

受理日　　/